

# 練馬区戸建住宅耐震改修工事等助成要綱

平成19年3月28日

18練都建第779号

## (目的)

第1条 この要綱は、練馬区耐震改修促進計画に基づき、区内の戸建住宅の所有者が、耐震診断、耐震改修工事の実施設計および耐震改修工事（以下これらを「耐震改修工事等」という。）を実施するに当たり、それに要する費用の一部を助成することにより、住宅の耐震性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 簡易耐震診断 区長が別に定める練馬区戸建住宅簡易耐震診断仕様書に基づき、戸建住宅の耐震性を判定することをいう。
- (2) 耐震診断 区長が別に定める練馬区戸建住宅等耐震診断仕様書に基づき、戸建住宅の耐震性を判定することをいう。
- (3) 耐震改修工事の実施設計 区長が別に定める練馬区戸建住宅等耐震改修工事实施設計仕様書に基づき、耐震化基準を満足するために必要な設計をいう。
- (4) 耐震改修工事 区長が別に定める練馬区戸建住宅等耐震改修工事仕様書に基づき、耐震化基準を満足するために必要な工事をいう。
- (5) 除却工事 戸建住宅を建て替えるために取り壊す工事をいう。
- (6) 耐震化基準 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）」別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1に規定する構造耐震指標が、つぎに掲げる要件を満足すること。
  - イ 木造の場合 構造耐震指標 $I_w$ 値が1.0以上であること。
  - ロ 非木造の場合 構造耐震指標 $I_s$ 値が0.6以上であること。
- (7) 非木造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造またはこれらに類する構造をいう。
- (8) 密集住宅市街地整備促進事業 密集住宅市街地整備促進事業制度要綱（平成6年6月23日付建設省住市発第46号）に基づき実施される事業をいう。
- (9) 啓開34路線 練馬区耐震改修促進計画において、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路

として指定された道路のうち、練馬区地域防災計画に位置付けられる緊急道路障害除去路線で、避難拠点から幅員 8 m以上の道路に到達する距離が 150mを超える路線をいう。

(事業者の情報提供)

第3条 区長は、耐震改修工事等を実施する事業者について、つぎの各号を実施することにより、区民に対して情報提供を行うものとする。

- (1) 専門の耐震診断・設計機関を指定する。
- (2) 耐震改修工事に係る講習会および考査を実施し、考査に合格した工事施工事業者を名簿に登載する。

(助成の内容)

第4条 耐震改修工事等の助成は、耐震改修工事等の種類ごとにつぎの各号の助成金を交付することによって行なうものとする。

- (1) 耐震診断の経費に係る助成金
- (2) 耐震改修工事の実施設計の経費に係る助成金
- (3) 耐震改修工事の経費に係る助成金

2 密集住宅市街地整備促進事業区域内に存する戸建住宅については、前項第3号の助成金にかえて、当該戸建住宅の除却工事の経費に係る助成金を交付することができる。

(助成対象住宅)

第5条 前条の助成金の交付の対象となる住宅は、つぎに掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、区長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 練馬区内にあること。
- (2) 所有者の居住の用に供されている住宅であること。ただし、店舗等事業の用に供される部分の延べ面積が2分の1未満のものを含む。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）および関係法令に関し、適法な状態であること。
- (4) 木造の場合は、昭和56年5月以前に建築されたものであること。非木造の場合は昭和56年5月以前に建築基準法第6条の規定による建築確認を受けたものであること。ただし、同年6月1日以後に増築されたもので、当該増築した部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であるものを除く。

2 前項の規定にかかわらず、既にこの要綱による助成金の交付を受けた戸建住宅は、再

度、当該助成金の交付を受けることはできない。

3 第1項に規定するもののほか、前条第1項第3号に規定する耐震改修工事の経費に係る助成金の対象となる住宅は、つぎに掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 第15条第5項に規定する戸建住宅耐震計画評定結果報告書（適合）を取得したものであること。

(2) 建築基準法第2条第1項第11号に規定する工事監理者が工事監理を行うものであること。

4 第1項に規定するもののほか、前条第2項に規定する除却工事の経費に係る助成金の対象となる住宅は、耐震診断により補強が必要と診断されたものであること。

5 前各項に規定するもののほか、練馬区戸建住宅耐震改修工事等助成金要領（平成19年3月28日18練都建第783号）第3条第4項に規定する助成金額の対象となる住宅は、啓開34路線の沿道の戸建住宅で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から啓開34路線の境界線までの水平距離に、啓開34路線の幅員の2分の1に相当する距離を加えたものを超える住宅であること。

(助成対象者)

第6条 この要綱により助成を受けることができる者（個人に限る。以下「助成対象者」という。）は、個人住民税および軽自動車税（以下「区税等」という。）を滞納していない者で、かつ、前条の要件を満たす戸建住宅の所有者のうち、自ら居住する当該戸建住宅の耐震改修工事等を行う者とする。

(区税等を滞納していないことの確認)

第6条の2 前条に規定する区税等を滞納していないことの確認は、区長が助成対象者の同意に基づいて区税等の納付状況を調査する方法により行うものとする。ただし、練馬区以外に納付している場合は、前年度に係る区税等の納税証明書または非課税証明書（申請の前年度の発行が可能となる時期の前においては、申請の前々年度とする。）の提出を求めることにより確認を行うものとする。

(助成対象経費)

第7条 第4条に規定する助成金の交付の対象となる経費は、つぎに掲げる経費とする。

(1) 耐震診断の経費は、第3条第1号で指定する耐震診断・設計機関または区長が適当と認めた者により行った耐震診断（必要な調査を含む。）に要する経費とする。

(2) 耐震改修工事の実施設計の経費は、第3条第1号で指定する耐震診断・設計機関ま

たは区長が適当と認めた者により行った耐震改修工事の実施設計（必要な調査を含む。）に要する経費とする。

(3) 耐震改修工事の経費は、第3条第2号に規定する名簿に登載された工事施工事業者または区長が適当と認めた者により行った耐震改修工事に要する経費とする。

(4) 除却工事の経費は、第3条第2号に規定する名簿に搭載された工事施工事業者または区長が適当と認めた者により行った除却工事に要する経費とする。

(助成金の額)

第8条 この要綱による助成金の額は、当該年度の予算の範囲内で、つぎの各号のとおりとする。

(1) 耐震診断の経費および耐震改修工事の実施設計の経費については、区長が別に定める練馬区戸建住宅耐震改修工事等助成金要領に定めるところによる。

(2) 耐震改修工事の経費については、区長が別に定める練馬区戸建住宅耐震改修工事等助成金要領に定める額と租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2第1項の規定に基づく所得税額の特別控除の額の合計とする。ただし、助成金の交付に当たっては、あらかじめ特別控除の額を差し引くものとする。

(助成金の交付申請)

第9条 耐震診断の経費に係る助成金の交付を受けようとする者または耐震診断の経費に係る助成金および耐震改修工事の実施設計の経費に係る助成金の交付を同時に受けようとする者は、耐震診断に係る契約または耐震診断と耐震改修工事の実施設計に係る契約を締結する前に、戸建住宅耐震改修工事等助成金交付申請書（第1号様式）につぎの各号に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 木造の場合は、建築時期が確認できる書類（建築確認、登記、納税等）の写し 1部

(2) 非木造の場合は、建築確認済証の写しなど建築物の工事着工年月日等が確認できる書類の写し 1部

(3) 見積り書など耐震診断または耐震診断と耐震改修工事の実施設計に要する経費が確認できる書類の写し 1部

(4) 簡易耐震診断を実施した場合は、戸建住宅耐震診断・建築物調査結果報告書 1部

(5) 区税等を滞納していないことを証明する書類（練馬区以外に納付している場合）  
1部

(6) 住宅の所有者であることを証明する書類 1部

(7) その他区長が必要と認めた書類

2 耐震改修工事の実施設計の経費に係る助成金の交付を受けようとする者は、耐震改修工事の実施設計に係る契約を締結する前に、戸建住宅耐震改修工事等助成金交付申請書（第1号様式）に、つぎの各号に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 見積り書など耐震改修工事の実施設計に要する経費が確認できる書類の写し 1部

(2) この要綱に基づき耐震診断を実施した場合は、耐震診断報告書の写し 1部

(3) この要綱に基づき耐震診断を実施していない場合は、つぎに掲げる書類

イ 木造の場合は、建築時期が確認できる書類（建築確認、登記、納税等）の写し  
1部

ロ 非木造の場合は、建築確認済証の写しなど建築物の工事着工年月日等が確認できる書類の写し 1部

(4) 区税等を滞納していないことを証明する書類（練馬区以外に納付している場合）  
1部

(5) 住宅の所有者であることを証明する書類 1部

(6) その他区長が必要と認めた書類

3 耐震改修工事の経費に係る助成金の交付を受けようとする者は、耐震改修工事に係る契約を締結する前に、戸建住宅耐震改修工事等助成金交付申請書（第1号様式）に、つぎの各号に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 見積り書など耐震改修工事に要する経費が確認できる書類の写し 1部

(2) 第15条第5項に規定する戸建住宅耐震計画評価結果報告書（適合）の写し 1部

(3) この要綱に基づき耐震改修工事の実施設計を実施した場合（耐震診断と耐震改修工事の実施設計を同時に実施した場合を含む。）は、当該助成金に係る戸建住宅耐震改修工事等助成金交付請求書の写し 1部

(4) この要綱に基づき耐震改修工事の実施設計を実施していない場合は、つぎに掲げる書類

イ 木造の場合は、建築時期が確認できる書類（建築確認、登記、納税等）の写し  
1部

ロ 非木造の場合は、建築確認済証の写しなど建築物の工事着工年月日等が確認できる書類の写し 1部

(5) 区税等を滞納していないことを証明する書類（練馬区以外に納付している場合）

1部

(6) 住宅の所有者であることを証明する書類 1部

(7) その他区長が必要と認めた書類

4 除却工事の経費に係る助成金の交付を受けようとする者は、除却工事に係る契約を締結する前に、戸建住宅耐震改修工事等助成金交付申請書（第1号様式）に、つぎの各号に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 木造の場合は、建築時期が確認できる書類（建築確認、登記、納税等）の写し 1部

(2) 非木造の場合は、建築確認済証など建築物の工事着工年月日等が確認できる書類の写し 1部

(3) 見積り書など除却工事に要する経費が確認できる書類の写し 1部

(4) 耐震診断により補強が必要と診断されたことが確認できる書類 1部

(5) 区税等を滞納していないことを証明する書類（練馬区以外に納付している場合）

1部

(6) 住宅の所有者であることを証明する書類 1部

(7) その他区長が必要と認めた書類

（助成金の交付決定および通知）

第10条 区長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこととし、助成金を交付することを決定したときは戸建住宅耐震改修工事等助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成しないことを決定したときは戸建住宅耐震改修工事等助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ申請者に通知しなければならない。

2 区長は、前項に規定する助成金の交付決定に際し、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（業者との契約）

第11条 前条の規定により交付決定通知を受けた者（以下「被助成者」という。）は、速やかに業者と契約を締結しなければならない。

（変更等の申請）

第12条 被助成者は、助成金の交付決定後に耐震改修工事等の内容を変更するときは、速

やかに戸建住宅耐震改修工事等助成金変更申請書（第4号様式）を区長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、耐震改修工事の経費に係る助成金の被助成者は、前項による申請前に、工事内容の変更に関して、第15条第5項に規定する戸建住宅耐震計画評定結果報告書（適合）を取得しなければならない。ただし、軽微な内容のものについては、この限りでない。

（変更等の承認）

第13条 区長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこととし、耐震改修工事等の内容の変更を承認する場合には、戸建住宅耐震改修工事等助成金変更承認書（第5号様式）により、被助成者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第14条 被助成者は、助成金の交付決定後に、耐震改修工事等の中止などを理由に交付申請を取り下げの場合は、速やかに戸建住宅耐震改修工事等助成金交付申請取下げ届（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（耐震計画評定）

第15条 区長は、耐震診断および耐震改修工事の実施設計の内容が適切であるかを判断するために、区長が別に定める練馬区耐震計画評定要領に基づき耐震計画評定を行うものとする。

- 2 耐震改修工事の実施設計に係る被助成者（耐震診断と耐震改修工事の実施設計を同時に実施する被助成者を含む。）は、耐震改修工事の実施設計が完成した場合、戸建住宅耐震計画評定申請書（第7号様式）に関係書類を添えて、区長に耐震計画評定の申請をしなければならない。
- 3 耐震改修工事の経費に係る助成金の交付を受けようとする者が第5項に規定する戸建住宅耐震計画評定報告書（適合）を取得していない場合は、戸建住宅耐震計画評定申請書（第7号様式）に関係書類を添えて、区長に耐震計画評定の申請をしなければならない。
- 4 区長は、第2項または前項の申請書を受理したときは、速やかに耐震計画評定を行うものとする。
- 5 区長は、前項の評定を行った結果、耐震診断および耐震改修工事の実施設計が適切に

行われていると認める場合には、第2項に規定する被助成者または第3項に規定する交付を受けようとする者（以下これらを「耐震計画評定申請者」という。）に対して戸建住宅耐震計画評定結果報告書（適合）（第8号様式）を交付しなければならない。

- 6 区長は、第4項の評定を行った結果、耐震診断または耐震改修工事の実施設計が適切に行われていないと認める場合には、耐震計画評定申請者に対して戸建住宅耐震計画評定結果報告書（不適合）（第8号様式）を交付するとともに、耐震診断または耐震改修工事の実施設計が適切に行われるよう耐震計画評定申請者または耐震改修工事の実施設計の設計者に対して指導するものとする。
- 7 区長は、前項の指導を行った場合において、耐震改修工事の実施設計に係る被助成者または耐震改修工事の実施設計の設計者が指導に従わない場合は、指導に従うよう勧告することができる。
- 8 前項の勧告を行ったにもかかわらず、耐震改修工事の実施設計に係る被助成者または耐震改修工事の実施設計の設計者が勧告に従わない場合は、区長は耐震改修工事の実施設計に係る交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

（検査）

第16条 区長は、この要綱に基づき行われる耐震改修工事の内容が適切であるかを判断するために、区長が別に定める練馬区耐震改修工事検査要領に基づき、検査を実施する工程を指定し、中間検査および完了検査を行うものとする。

- 2 耐震改修工事に係る被助成者は、前項に規定する最初の工程に達した場合、戸建住宅耐震改修工事検査申請書（第9号様式）に関係書類を添えて、区長に検査の申請をしなければならない。
- 3 区長は、前項の申請を受けた場合、速やかに検査を行うものとする。
- 4 区長は、すべての検査を行った結果、耐震改修工事が適切に行われていると認める場合には、被助成者に対して戸建住宅耐震改修工事検査結果報告書（適合）（第10号様式）を交付しなければならない。
- 5 区長は、第3項の検査を行った結果、耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、被助成者に対して戸建住宅耐震改修工事検査結果報告書（不適合）（第10号様式）を交付するとともに、耐震改修工事が適切に行われるよう被助成者、工事施工者または工事監理者に対して指導するものとする。
- 6 被助成者は、前項の報告を受理した場合、耐震改修工事の内容が適切になるよう変更

し、戸建住宅耐震改修工事検査結果報告書（適合）（第10号様式）を取得するまで検査を受けなければならない。

7 区長は、第5項の指導を行った場合において、被助成者、工事施工者または工事監理者が指導に従わない場合は、指導に従うよう勧告することができる。

8 前項の勧告を行ったにもかかわらず、被助成者、工事施工者または工事監理者が勧告に従わない場合、区長は耐震改修工事に係る交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

（助成金の交付請求および交付）

第17条 被助成者は、第10条第1項の規定により交付決定を受けた耐震改修工事等が完了したときは、速やかに戸建住宅耐震改修工事等助成金交付請求書（第11号様式）に耐震改修工事等に要した経費の支払いを証する書類など必要な書類を添えて、区長に請求しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、耐震診断の経費に係る助成金の被助成者は、前項に規定する請求と同時に、耐震診断報告書を区長に提出しなければならない。

3 第1項に規定するもののほか、耐震改修工事の実施設計の経費に係る助成金の被助成者または耐震診断と耐震改修工事の実施設計を同時に申し込んだ被助成者は、第1項に規定する請求と同時に、第15条第5項に規定する戸建住宅耐震計画評定結果報告書（適合）を区長に提出しなければならない。

4 第1項に規定するもののほか、耐震改修工事の経費に係る助成金の被助成者は、第1項に規定する請求と同時に、第16条第5項に規定する戸建住宅耐震改修工事検査結果報告書（適合）を区長に提出しなければならない。

5 区長は、第1項に規定する請求を受けたときは、その内容を審査し、適切と認める場合は、被助成者に助成金を交付しなければならない。

6 区長は、被助成者から、租税特別措置法第41条の19の2第2項に規定する住宅耐震改修証明書の発行申請があった場合は、当該証明書を発行するものとする。

（交付決定の取消し）

第18条 区長は、被助成者がつぎのいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他区長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の一部または全部を取り消す場合は、戸建住宅耐震改修工事等助成金交付決定（一部）取消通知書（第12号様式）により被助成者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第19条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(適用の除外)

第20条 つぎの各号による場合は、助成金を交付しないものとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条に基づく認可を受けた都市計画事業その他区長が指定する事業の区域内にある場合

(2) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画区域内で壁面線が指定されている区域内にあり、耐震改修工事により住宅の外壁等が壁面線を超える場合その他区長が指定する場合

(身分証明書の発行および携帯)

第21条 区長は、この要綱に基づく業務の一部を委託する場合、当該業務に従事する者に対してその身分を示す証明書を発行するものとする。

2 前項の規定により業務に従事する者は、当該業務を行う際、前項で規定する証明書を携帯しなければならない。

(委任)

第22条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 練馬区住宅の耐震診断経費の助成に関する要綱（平成18年5月31日18練都住第292号）は、廃止するものとする。

付 則（平成20年4月1日19練都建第10788号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年5月30日20練都建第287号）

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日20練都建第1522号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月10日21練都建第1397号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。